

## 警備員検定合格証明書の交付申請をする皆様へ

東京都公安委員会が交付する警備員検定合格証明書の材質の変更について

合格証明書の耐久性の向上のため、下記のとおり、材質を変更しますのでお知らせいたします。

### 記

- 1 変更日  
平成27年3月1日交付分から
- 2 材質を変更をする合格証明書  
東京都公安委員会が警備業法第23条第4項の規定により交付する合格証明書
- 3 変更の内容  
「ラミネート加工の紙製」を「プラスチック製」に変更
- 4 手数料  
申請手数料等に変更はありません
- 5 すでに交付を受けているラミネート加工の合格証明書の効力  
そのまま有効です
- 6 注意点
  - (1) 従前のラミネート加工の合格証明書からプラスチック製への交換はできません。
  - (2) 亡失・滅失による再交付申請及び記載事項変更による書換え申請については、プラスチック製のものが交付されます。
  - (3) 滅失には、「ラミネート加工が剥がれている」、「記載事項の文字が薄くて読めない」等合格証明書としての用途に供し得ないような、き損の場合も含まれます。なお、その場合の再交付申請につきましては、滅失した合格証明書の提出が必要です。

本件に関する問合せ先

警視庁生活安全総務課

03-3581-4321 警備業担当